



2019年7月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 CEO 鍵 本 忠 尚
(コード番号：4593 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 CMO 管 理 領 域 管 掌 澤 田 昌 典
(TEL：03-5777-8308)

海外募集による新株式の発行及び 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

株式会社ヘリオス（以下「当社」といいます。）は、当社取締役会決議による委任に基づき、2019年7月10日開催の執行役会において、以下のとおり、海外募集による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行とあわせて「本海外募集」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同執行役会において、当社の株主及び業務・資本提携先である株式会社ニコン（以下「ニコン」といいます。）に対する第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（以下、本海外募集とあわせて「本資金調達」といいます。）に関しても決議しております。詳細につきましては、本日別途公表しております「株式会社ニコンとの間の業務・資本提携の拡大及び第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

【本海外募集の背景及び目的】

当社は『『生きる』を増やす。爆発的に。』というミッションを掲げ、幹細胞技術をもって、世界中の難治性疾患の罹患者に対して新たな治療法による治癒と希望を届けるべく、事業を進めております。iPS細胞を培養・分化誘導して作製した人体組織と近似の機能を持つ再生医療等製品の開発を行う iPSC 再生医薬品分野に加えて、2016年1月より当社の事業ポートフォリオの新しい柱となる体性幹細胞再生医薬品分野の両分野において開発を推進しております。

当社は2016年1月に米国 Athersys, Inc.（以下「Athersys社」といいます。）とライセンス契約を締結し、同社の開発する幹細胞製品 MultiStem®を用いた日本国内における脳梗塞急性期に対する治療法の開発・販売権を取得したことにより、体性幹細胞再生医薬品分野の取り組みを開始し、第Ⅱ/Ⅲ相試験を実施しております。さらに前事業年度には Athersys社との提携関係を強化し、新たなライセンスを取得し開発パイ

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

プラインを拡充いたしました。

まず2018年3月、Athersys社に対して約21百万ドルの戦略的投資を実施し、同社の筆頭株主となり、同年6月には当社代表の鍵本が同社取締役役に就任いたしました。また同月、同社の開発するMultiStemに関して、複数の独占的開発・販売権を獲得いたしました。そのうち、日本国内における急性呼吸窮迫症候群に対する治療法への取組みを新規に開始し、同年10月には、肺炎を原因疾患とする急性呼吸窮迫症候群を適応疾患とした臨床試験の実施につき治験計画届書を提出し、2019年4月より被験者組み入れを開始しております。

iPSC再生医薬品分野においては、眼科分野及び肝疾患分野を中心に開発を進めております。

眼科分野では、他家iPSC細胞由来RPE細胞を用いた加齢黄斑変性の治療法開発に向けて国内外において治験の準備を進めました。日本国内においては、共同開発パートナーである大日本住友製薬株式会社が新たに建設した再生・細胞医薬製造プラントSMArt内の施設にて、同社との合弁会社である株式会社サイレジェンが製造体制の構築を進めております。一方海外においては、米国眼科研究所と共同研究開発を開始いたしました。また、子会社Healios N.A., Inc.を設立し、米国での臨床開発の実施及びアライアンスの強化に向けた活動を行っていく予定です。

肝疾患分野においては、横浜市立大学と、肝臓原基の製造に向けた共同研究を行っております。また、株式会社器官原基創生研究所を設立し、臓器原基技術の発明者である谷口英樹先生、武部貴則先生を取締役に迎え、同技術の幅広い実用化の促進を目指します。

加えて、iPSC再生医薬品の将来の基盤技術となり得る新規技術・ノウハウをいち早く確立し、実用化を加速させるため、国内外の公的研究機関や企業との提携等のみならず自社研究開発にも積極的に取り組んでおります。この方針の下、遺伝子編集技術を用いた、HLA型に関わりなく免疫拒絶のリスクの少ない次世代iPSC細胞に関する研究活動や、iPS細胞技術と遺伝子編集技術を組み合わせた次世代がん免疫細胞の作製に向けた取り組みなどを進めております。

2019年6月13日付の「ファンド設立の検討開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、バイオ領域投資に特化したファンド（以下「本ファンド」といいます。）の設立の検討を開始しております。

本ファンドは、国内外のバイオ領域に成長資金となる投資を行う予定で、1社あたり平均10億円程度の投資を想定しております。本ファンドを設立することにより得られる相乗効果は、事業進展及び事業資金の効率化だけでなく貴重な情報へのアクセス、新規アライアンスの可能性を拡げる等の効果も含め、当社の成長に多大なシナジー効果を与えるものと確信しております。

このように、当社は、国内外においてパイプライン開発や新規技術開発、アライアンスの強化を積極的に実施してきており、今後さらに推進していく予定です。

このような背景から、今後のパイプライン開発及び設備投資、本ファンドへの出資等の資金需要に対応するとともに、調達コストの抑制及び調達手段の多様化を図るために、今般、新株式と新株予約権付社債の発行により本海外募集を行うことを決定いたしました。

なお、本海外募集と並行して、当社の株主及び業務・資本提携先であるニコンとの業務・資本提携の強化を目的とした、ニコンに対する総額40億円の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当を実施します。当社とニコンは2017年2月に再生医療分野における業務・資本提携（以下「旧業務・資本提携」といいます。）を発表しており、ニコンは当社の発行済株式総数の3.12%を保有している株主です（2019年

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

6月30日現在)が、このたび当社はニコンとの間で旧業務・資本提携の内容に追記を加えること(以下、変更後の業務・資本提携を「本業務・資本提携」といいます。)を合意し、本業務・資本提携に基づきニコンを割当予定先とする第三者割当により第2回無担保転換社債型新株予約権を発行することを決定いたしました。旧業務・資本提携及び本業務・資本提携の詳細は、2017年2月22日発表の「株式会社ニコンとの業務・資本提携契約締結に関するお知らせ」及び本日別途公表しております「株式会社ニコンとの間の業務・資本提携の拡大及び第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

当社は、本資金調達により、早期の上市を予定している脳梗塞急性期や急性呼吸窮迫症候群に対する治療法開発を進め、早期に収益基盤を確立させるとともに、中長期的な収益の柱と期待するiPSC再生医薬品分野における眼科分野、肝疾患分野の研究開発を着実に進めていく予定です。さらに本ファンドへの出資を通して将来有望なバイオベンチャーへの投資及び当社の既存のパイプラインとの相乗効果が見込める新規シーズの導入を積極的に実施していく予定です。具体的な本海外募集による調達資金の使途につきましては、下記「調達資金の使途」をご参照ください。

当社は、本資金調達を通して、現在中核的な事業領域と位置付ける再生医療分野の中で研究開発の進捗及び新規パイプラインを創出し、中長期的な企業価値の最大化を目指すとともに、当社のミッションである「生きるを増やす。爆発的に。」を実現し、一人でも多くの患者様に一刻も早く治療を届けられるよう、引き続き研究開発に邁進して参ります。

【調達資金の使途】

本海外募集による調達資金の額、使途及び支出予定時期は、以下を予定しております。

(1) 本海外募集による調達資金の額

① 払込金額の総額(上限)	約92.8億円
② 発行諸費用の概算額	約2億円
③ 差引手取概算額(上限)	約90.8億円

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用	下記②及び③の合計額を差し引いた残額	2020年12月までに
②	本ファンドの新規設立費用及び出資約束金(注)	約25億円	2021年12月までに
③	運転資金	約16億円	2020年12月までに

(注) 本ファンドが想定通りに設立されない場合には、全額又は一部を上記①の費用に充当する予定です。

【本スキーム(本新株式と本新株予約権付社債の発行を組み合わせた手法)の狙い】

当社は、資金調達手段を検討した結果、財務体質を強固なものにし、戦略的な投資を行うために必要な規模の資金調達を実施する一方、発行後の1株当たり利益の希薄化の抑制、将来の柔軟な財務戦略の選択及び

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

調達コストの抑制も可能とする、本新株式及び以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の同時発行が最も適した手法であるものと判断いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること。
- ② 海外市場の投資家が対象となることから、資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略の柔軟性向上が期待できること。
- ③ 一定の条件下において株式への転換を促進する条項（※1）や当社の判断で資本増強を図ることができる条項（※2）を付与しており、将来の財務体質の改善が期待されること。

（※1）150%ソフトコール条項、転換価額下方修正条項を付与することで、一定の条件下において株式への転換を促進することを企図しております。

（※2）ソフト・マンドトリー条項を付与することで、償還日前の一定期間において、経営環境や財務状況に応じ、当社の判断で資本増強を図ることを可能にしております。

なお、本海外募集においては、マーケティング期間が長期化することによる株価変動リスクを低減するため、国内募集に比べて短いマーケティング期間での執行が可能な海外募集を選択しております。また、本新株式と本新株予約権付社債の発行条件は、その決定に際し互いに影響を与えうるため、同日に決定される予定です。

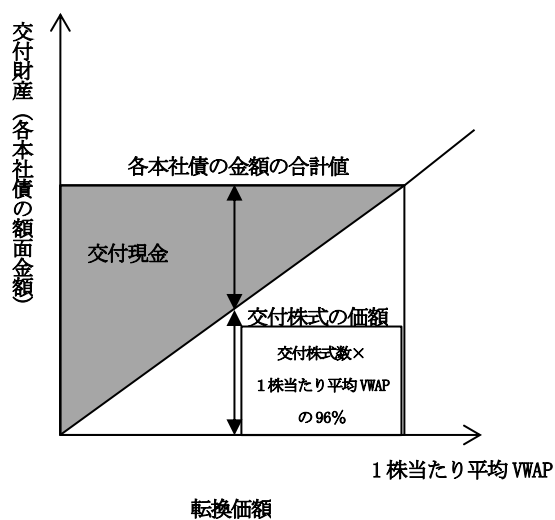
【ソフト・マンドトリー条項】

本新株予約権付社債には、下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与されます。当社は、当社の裁量により、本新株予約権付社債については2022年1月26日以降2022年3月7日までの間、事前通知を行ったうえで、本新株予約権付社債につき（i）最終日転換価額に基づき本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び（ii）本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から（i）の株式数に1株当たり平均VWAPの96%を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金を交付財産として、取得期日現在残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

- ・取得期日：2022年7月5日
- ・1株当たり平均VWAP：取得期日から75取引日前の日に始まる60連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値
- ・最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) ソフト・マンドトリー条項のイメージ



- 交付財産

- 交付株式

取得日から75取引日前の日に始まる60連続取引日の最終日において新株予約権を行使した場合に交付されたいであろう数の当社普通株式

- 交付現金

各本社債の額面金額相当額 - (交付株式数 × 1株当たり平均 VWAP の96%)

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

記

I. 海外募集による新株式の発行

1. 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 2,800,000 株
①引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 1,200,000 株
②引受人の追加的な買取引受けの対象株式の上限として当社普通株式 1,600,000 株
なお、上記②記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の数は、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で発行価格等決定日（以下に定義する。）に決定するものとする。
2. 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2019 年 7 月 10 日（水）から 2019 年 7 月 11 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
3. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集とし、Goldman Sachs International 及び Nomura International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に上記 1. ①記載の全株式を買取引受けさせる。また、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、上記 1. ②記載の株式数を上限として発行価格等決定日に決定する株式数を引受人に買取引受けさせることがある。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

5. 引受人の対価 引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
6. 払込期日 2019年7月26日（金）
7. 申込株数単位 100株
8. 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）並びに上記 1.②記載の株式数を上限とする引受人の追加的な買取受けの対象株式数、その他本新株式の発行に必要な一切の事項の決定については、当社の代表執行役に一任する。

II. 海外募集による2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称

株式会社ヘリオス 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2019年7月26日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Goldman Sachs International及びNomura International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の買取受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。また、当社は、幹事引受会社に対し、投資家からの本新株予約権付社債に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、下記 7(1)②記載の追加的な買取受けの対象となる本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額20億円を上限として引受契約書の締結日に決定される額面金額合計額の本新株予約権付社債を追加的に買取受けさせることがある。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

(イ) 種類及び内容

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

当社普通株式（単元株式数 100 株）

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

300 個、下記 7(1)②記載の幹事引受会社の追加的な買取引受けの対象となる本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7(8)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2019 年 7 月 26 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役が、当社執行役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記 7(4)(イ)に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 2021 年 7 月 26 日（以下「決定日」という。）までの 30 連続取引日（下記 7(4)(イ)に定義する。）の当社普通株式の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、2021 年 8 月 5 日（以下「効力発生日」という。）以降、上記の方法で算出された終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）に修正される（但し、決定日から効力発生日までに下記(ニ)に従って行われる調整に服する。）。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限修正価額（以下に定義する。）未満となる場合は、修正後の転換価額は下限修正価額とする。

「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の 50%から 70%の間で、当社の代表執行役が、当社執行役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する割合に相当する価額（1 円未満の端数は切り上げる。）をいう（但し、決定日から効力発生日までに下記(ニ)に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(ニ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年8月9日から2022年7月12日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記7(4)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年7月12日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得期日(下記7(5)に定義する。)の14日前の日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ニ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の修正及び(4)(ニ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

下記①及び②の合計による額面金額合計額及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

① 30億円

② 幹事引受会社の追加的な買取引受けの対象となる本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額の上限として20億円

なお、上記②記載の幹事引受会社の追加的な買取引受けの対象となる本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額は、投資家からの本新株予約権付社債に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日に決定され

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

るものとする。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2022年7月26日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 150%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において当該各取引日に適用のある上記6(4)(ロ)記載の転換価額の150%以上であった場合、当該30連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2021年7月26日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知したうえで、

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6(4) (ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 180%とする（但し、償還日が 2022 年 7 月 13 日から 2022 年 7 月 25 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役が、当社執行役会の授権に基づき、上記 6(4) (ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく執行役会決議）により (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記 (ニ) 記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 180%とする。但し、償還日が 2022 年 7 月 13 日から 2022 年 7 月 25 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイズアウト事由（下記 (ヘ) に定義する。）を

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は下記(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ニ)又は下記(ヘ)の手続が適用されるものとする。

(ヘ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議（若しくは取締役会の委任に基づく執行役員決議）がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2022年7月13日から2022年7月25日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知（下記(5)に定義する。）を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない（但し、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。）。

また、当社に上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2022年1月26日以降2022年3月7日までの間、本新株予約権付社債権者に対して、取得期日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）することができる。但し、取得通知の日以降取得期日までに債務不履行事由が生じた場合、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、下記(7)を適用する。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「取得期日」とは、2022年7月5日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)最終日転換価額（以下に定義する。）に基づき本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）の96%を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日から75取引日前の日に始まる60連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該60連続取引日中に上記6(4)(ニ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「最終日転換価額」とは、1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額をいう。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課され

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

る公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

10. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	49,284,400株 (2019年6月30日時点)
新株式の発行による増加株式数	2,800,000株
新株式の発行後の発行済株式総数	52,084,400株

(注) 新株式発行による増加株式数及び新株式の発行後の発行済株式総数は、上記「I. 海外募集による新株式発行」1. ②に記載の、当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式1,600,000株(上限)の全部につき、引受人の買取引受けが実施された場合の数値です。

2. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本海外募集による手取金概算額合計上限90億8,000万円の使途は、以下を予定しております。

- ① 新規シーズ導入を含むパイプライン開発に係る費用として2020年12月までに下記②及び③の合計額を差し引いた残額
- ② 本ファンドの新規設立費用及び出資約束金として2021年12月までに約25億円(但し、本ファンドが想定通りに設立されない場合には、その全額又は一部を上記①の費用に充当する予定です。)
- ③ 運転資金として2020年12月までに約16億円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、創業以来配当を実施していません。医薬品開発には多額の先行投資と長期の開発期間が必要となるため、当分の間は研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

配当を行う場合は、年1回の配当を考えております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日をそれぞれ基準日として、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を定める旨定款に定めており、配当の決定機関は取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載のとおりです。

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(3) 内部留保資金の使途

上記(1)に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

当社は、過去3決算期間において、配当を行っておりません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

但し、本海外募集と並行してニコンを割当予定先とする第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が行われます。当該第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく本海外募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が本海外募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2017年3月13日
調達資金の額	1,992,107,200円(差引手取概算額)
発行価額	1,928円
募集時における発行済株式数	40,918,400株
当該募集による発行株式数	1,037,400株
募集後における発行済株式数	41,955,800株
割当先	株式会社ニコン
発行時における当初の資金使途	新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用
発行時における支出予定時期	2017年3月から2019年12月にわたり充当

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

現時点における 充 当 状 況	2018年3月の適時開示でお知らせしております戦略投資及び急性呼吸窮 迫症候群（ARDS）に対する治療法の開発・販売権を獲得費用の一部として 全額を充当しております。
--------------------	---

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

・ 第三者割当による行使価額修正条項付第 10 回新株予約権の発行

割 当 日	2017 年 3 月 17 日
発行新株予約権数	71,457 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 610 円 (総額 43,588,770 円)
発行時における 調達予定資金の額	13,741,895,670 円 (差引手取概算額 : 13,731,895,670 円) (内訳) 新株予約権発行分 : 43,588,770 円 新株予約権行使分 : 13,698,306,900 円
割 当 先	野村證券株式会社
募集時における 発行済株式数	40,918,400 株
当該募集による 潜在株式数	7,145,700 株
現時点における 行 使 状 況	全て行使済み
現時点における 調達した資金の額	9,917,513,870 円 (差引手取概算額 : 9,867,513,870 円) (内訳) 新株予約権発行分 : 43,588,770 円 新株予約権行使分 : 9,873,925,100 円
発行時における 当初の資金使途	① HLCM051 に係る開発費用 ② HLCR012 に係る開発費用 ③ HLCL041 に係る開発費用 ④ 新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用 ⑤ 借入金の返済資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	① 2017 年 3 月から 2019 年 12 月にわたり充当 ② 2017 年 3 月から 2019 年 12 月にわたり充当 ③ 2017 年 3 月から 2019 年 12 月にわたり充当 ④ 2017 年 3 月から 2019 年 12 月にわたり充当 ⑤ 2017 年 4 月から 2020 年 1 月にわたり充当
現時点における 資金の充当状況	当初の予定どおり充当中 ① HLCM051 に係る開発費用として調達した 46.3 億円は、主に臨床試験に係る治験薬や業務委託（臨床試験の設計補助や臨床試験の進行管理を行う業務）等の治験関連費用及び市場への販売に向けた医薬品製造の委託費用として充当した結果、2019 年 3 月時点で 24.8 億円を費消しております。2019 年 6 月 21 日の適時開示でお知らせしておりますとおり、治験段階において被験者組み入れに時間を要しておりますため、治験費用の支出が想定より緩やかに費消をしていると分析しております。 ② HLCR012 に係る開発費用として調達した 10.1 億円は、眼科領域における主に欧米での治験における使用を想定した製造方法の確立に係る

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

	<p>開発費用として、2019年3月末時点において3.8億円を費消しております。当初の予定より他のレイトステージの開発パイプラインに経営資源を集中させております結果、当初の予定よりは開発資金が発生しなかったものと分析しております。</p> <p>③ HLCL041に係る開発費用として調達した7.8億円は、主に前臨床試験段階(注)における開発費用として、2019年3月末時点において、4.6億円を費消しております。</p> <p>④ 新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用として調達した9.5億円は、2018年3月の適時開示でお知らせしております戦略投資及び急性呼吸窮迫症候群(ARDS)に対する治療法の開発・販売権を獲得費用の一部として全額を充当しております。</p> <p>⑤ 借入金の返済資金として調達しております25億円は、現時点において23.9億円を借入金の返済に充当し、予定通り2020年1月までには残額を返済する予定であります。</p> <p>(注) 人を対象とする臨床試験の前に行う試験。動物を使って有効性・安全性を調べる試験。</p>
--	--

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
始 値	1,153円	2,188円	1,930円	1,630円
高 値	2,669円	2,196円	2,229円	2,114円
安 値	897円	1,345円	1,450円	1,477円
終 値	2,168円	1,939円	1,670円	1,698円

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 2019年12月期の株価については、2019年7月9日現在で表示しております。

(4) ロックアップについて

当社株主である鍵本忠尚は、本新株式及び本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事引受会社を代表するGoldman Sachs Internationalの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わず、又は行わせない旨を合意しております(但し、ストックオプションとして取得した新株予約権の行使、下記(5)記載の株券等貸借取引、その他日本法上の要請による場合等を除く。)

当社は、ロックアップ期間中、共同主幹事引受会社を代表するGoldman Sachs Internationalの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております(但し、本新株式及び本新株予約権付社債の発行及び売却、本新株予約権の行使によるか又は当社による本新株予約権付社債の取得時における当社普通株式の発行又は交付、ニコンを割当予定先とする第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

社普通株式の発行又は交付、現存する新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、当社の取締役、執行役及び従業員を対象とするストックオプションの付与、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。)

(5) 株券等貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に関連し、ゴールドマン・サックス証券株式会社と当社代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚は株券等貸借に関する契約を締結し、最大で当社普通株式 3,500,000 株をゴールドマン・サックス証券株式会社に貸し付けることを合意しております。なお、本株券等貸借取引は、ゴールドマン・サックス証券株式会社が Goldman Sachs International を通じて本新株予約権付社債を購入する投資家に対して、当該投資家がヘッジ目的で行う売付けに係る当社普通株式を提供することを主たる用途として行われるものであり、結果的に本新株予約権付社債の発行条件改善を図るものであります。また要請があった場合に限り、海外募集による本新株式の発行に関し、当社普通株式を購入する投資家に対して、実質的な決済期間短縮化の機会提供を目的として、貸付が行われる可能性があります。

以 上

この文書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。